

報 弘 町 江 伯

第 98 号 発行昭和43年 6 月16日

伯 江 町 役 場 (480) 1 1 8 1 (代)

参 議 院 議 員 選 挙 特 集 号

参議院 東京都選出 全国選出 議員選挙は

七月七日に

任期満了による参議院議員の通常選挙は、六月十三日に選挙期日の公示が行なわれ、投票日は七月七日の日曜日になりました。参議院選挙の地区は、東京都全域が一選挙区となり、定数は四名となっています。開票日は翌日の七月八日午前八時から伯江町役場で行ないますが、結果のわかるのは同日午後になる予定です。

ことしの三月二日以降

伯江町に住所を移されたかたへ

三月二日以降に当町へ住所を移されたかたは、七月七日に行なわれる参議院選挙（七月二十一日の町長選挙もでき）が当町の投票所で投票することができませんが、次のような方法で、もとの住所（選挙人名簿に登録されているところ）で投票ができます。

第一の方法

投票当日（七月七日）に、もとの住所の投票所へ直接行って投票する方法。この場合は、入場券がなくても投票できます。（印鑑はいりません）ただし本人の身分を証明できるもの（印鑑）があれば持参ください。

第二の方法

六月十三日（公示日）から七月六日までの間に不在者投票によって投票する方法。まず、当町の住民課窓口へおいでいただき「不在者投票事由該当証明書」の交付を受けてください。（手数料はいりませんが、印鑑は必ず持参ください）この証明書が手に入ったら、次の方法によって投票することができます。

入ったら、次の方法によって不在者投票をしてください。

第一の方法

証明書を携えて、もとの住所の選挙管理委員会へ、本人が直接行ってその場で不在者投票をする方法（証明書のほかは何もいりません。時間は、土曜日・日曜日に関係なく六月十三日から七月六日までの間なら午前八時三十分から午後五時まで受け付けます）

第二の方法

証明書と請求書（これは当日別紙証明書の事由によって投票所へ行って投票することのできない見込みであるので投票用紙と投票用封筒の交付を請求したい旨の文書をあなたが作成する）を同封して、もとの選挙管理委員会へ投票用紙等の請求をします。もとの選挙管理委員会では、郵送であなたへ次の用紙類を送ります。

- (1) 投票用紙
- (2) 不在者投票用封筒（外封筒と内封筒の二種類）
- (3) 不在者投票証明書の入った

封筒
投票用紙を受けとったら、送られてきた用紙類全部を当町の選挙管理委員会へ持参し（本人がおいでください）不在者投票をしてください。自宅で投票用紙に記入したり、不在者投票証明書の封筒を開封したりすると投票ができなくなります。あとは当町

参議院選挙では、全国区と地区の二つの選挙を同時に行ないますが、その投票の方法については、次の要領によってください。

参議院選挙の投票の方法

1 投票用紙の交付
投票用紙は、参議院選挙の地区の先に交付し、全国区は地区の投票のあとに交付します。

2 投票用紙の使い方
参議院選挙地区の投票用紙は薄青色、全国区はたまご色とで区別がしてありますから、投票の際に候補者の

参議院選挙の選挙公報は、六月二十六日頃からみんさんのご家庭へ配布する予定です。おそくとも七月三日までにお手元に届くことと思えます。

選挙公報の配布

六月二十六日頃から

参議院選挙の選挙公報は、六月二十六日頃からみんさんのご家庭へ配布する予定です。おそくとも七月三日までにお手元に届くことと思えます。

不 在 者 投 票

六月十三日から

七月六日まで

今回の参議院議員選挙の不在者投票は次のとおり行ないます。

日時 六月十三日から七月六日まで毎日午前八時三十分より午後五時まで
場所 伯江町役場内選挙管理委員会

方法
1 伯江町の選挙人名簿に登録されている選挙人の投票
伯江町に居住し選挙人名簿に登録されている選挙人で、

次にあげる理由によって投票当日自分で投票所へ行って投票をすることができない選挙人の場合には、正当な理由があり、投票当日投票所へ行って投票できない旨を証明できるものと印鑑（入場券の配布されているかたは、一緒にご持参願います）を、持参のうえ、選挙管理委員会へお持ちして不在者投票を行なう。
2 伯江町の選挙人名簿に登録されていない選挙人の投票
三月二日以降伯江町に転入・申し出をされたかたは、今回の選挙には、伯江町の選挙人名簿に登録されませんので役場の窓口で伯江町長（職務

入場券の配布

六月二十日

六月三十日

今回の参議院議員選挙の投票所入場券は、六月二十日頃から配布を開始し、六月三十日までにはみなさんのお手元に届く予定です。配布されたらその場でご家族の有権者の数だけあるか確認してください。万一漏れていたか記載事項に不審な点がありましたら、直接選挙管理委員会へお問い合わせください。ただし次におけるかたの入場券はありません。

1 他市区町村へ転出されたかた。
2 六月二日以降満二十歳になられたかた。
3 三月一日以前に転入して住民登録および選挙人名簿登録の申し出をしていないかた。
4 三月二日以降伯江町に転入されたかた。

投票所のお知らせ

今回の参議院議員選挙は、人口の増加に伴い投票所が十ヶ所になりました。各投票区の投票所は、次のとおりです。

第一投票所は 第四小学校
和泉三五七二
第二投票所は 都営アバウト集会所
和泉一五〇（二十号棟内）
第三投票所は こだま幼稚園
和泉四六六

第四投票所は 第一小学校
和泉二一〇五
第五投票所は 和泉自動車練習所
和泉三六四九
第六投票所は 第三小学校
猪方七四〇

第七投票所は 岩戸公民館
岩戸五九三三
第八投票所は 第一中学校
和泉一三二〇
第九投票所は 第五小学校
寛東二五〇

第十投票所は 伯江保育園
小足立九三三
入場券には選挙人が居住し

選びぬけ
悔いなく6年 まかす人
選挙のお問い合わせは
480-1181
休日・夜間直通 480-1187

今回行なわれる参議院議員選挙の公営選挙運動用ポスターの掲示場は、町内七十ヶ所（一投票区七ヶ所）に設けてあります。

公営ポスター掲示場は七十ヶ所に

ている区域の投票所名、所在地が印刷されていますから、必ず指定された投票所で投票してください。

投票用紙等の請求をしてください。証明書の手数料および投票用紙等の請求の際の手数料・返信用郵送料等はかかりません。

代理者）の交付する「不在者投票事由該当証明書」（以下「証明書」という）を受け、現に選挙人名簿に登録されている市区町村の選挙管理委員会へ直接または郵送で投票用紙および不在者投票用封筒の交付を請求してください。交付された投票用紙および不在者投票用封筒等は、そのまま伯江町の選挙管理委員会へ持参し投票をしてください。不在者投票は、土曜日の午後・日曜日も行っています。なお、この方法で、不在者投票をされるかたは、できるだけ早目に「証明書」の交付を受け投票用紙等の請求をしてください。証明書の手数料および投票用紙等の請求の際の手数料・返信用郵送料等はかかりません。